

関係各位	平成 25 年 10 月 2 日
道路橋等の設計、施工、維持管理に当たって参考となる知見について (番号 13OT001)	
以下の事項については、道路橋等に係わる技術基準の適用に当たって参考となるもの と考えられるので、お知らせいたします。	
<p>【Q】</p> <p>平成 21 年度カルバート工指針 P132 解表 5-5</p> <p>通常の条件で土かぶり高が 1m 以下の場合、「底版の継手構造はⅢ型」とされているが、段落ち防止枕を設置した場合もⅢ型とする必要があるのか。</p> <p>平成 11 年版(P62 表 3-20)では、「段落ち防止枕を設けない場合はⅢ型」とされていたが、平成 21 年度版でこれが変更された理由は何か。</p>	
<p>【A】</p> <p>カルバートの継手は、カルバート相互の一体性及び止水性を確保することが求められます。継手部にすれを生じさせる要因としては、不同沈下や上部道路の活荷重の作用等があり、継手構造はこれらの条件と施工条件を考慮して選定する必要があります。</p> <p>指針 132 ページの解表 5-5 は継手構造選定の例を示したものであり、ここでいう「通常の場合」とは、基礎地盤が良好あるいは地盤改良を行い不同沈下等が問題とならない場合をさしています。</p> <p>この「通常の場合」で土かぶり高が 1m 以下の場合、上部道路の活荷重の影響による継手のすれのおそれがあり、すれ防止のため底版の継手にⅢ型を用いる必要があるとしています。ただし、このような条件の場合において段落ち防止用枕を設置した場合には、底版部にⅢ型継手を用いる場合と同様のすれ防止の機能は確保されるため、Ⅲ型継手を用いる必要はありません。</p> <p>「通常の場合」で底版の継手にⅢ型を用いる条件に関する注釈を「段落ち防止用枕を設けない場合はⅢ型」（平成 11 年版）から「土かぶり高が 1m 以下の場合」（平成 21 年度版）に変更した理由は、不同沈下等が問題とならない「通常の場合」で継手部にすれを生じるおそれがあるのが、活荷重の影響を受けやすい土かぶり高が薄い場合であることが分かったためです。</p>	
関連する参考の番号	—
本参考の提供に伴い 廃止する参考の番号	—
参考 送付先	—
作成者	国土技術政策総合研究所道路構造物管理研究室 <nil-bridged@ml.mlit.go.jp> 土木研究所構造物メンテナンス研究センター <caesar@pwri.go.jp> 土木研究所地質・地盤研究グループ
* 留意事項：ここに記載の事項の適用は、事業毎に発注者の承諾によるべきものです。また、ここに記載の事項に関する問い合わせは、道路管理者からの技術相談にて対応することを基本といたします。	